

保険薬局 各位

## 一般名処方の変更時における当院への情報提供について

平素より、保険薬局の皆様には、大変お世話になっております。

この度、一般名処方による院外処方せんの交付を下記の通りとします。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

「保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない(保 医 発 0 3 0 5 第 1 2 号 平 成 2 4 年 3 月 5 日)」とされています。

そこで、当院では、保険薬局からの一般名処方調剤報告を不要とし、情報提供は「お薬手帳による確認」とさせていただきます。

※患者様が医療機関を受診される際には、「お薬手帳」を持参されるようご指導をお願い致します。

お問い合わせ

山都町包括医療センターそよう病院 薬剤科

Tel : 0967-83-1122